

檀原市パートナーシップ宣誓制度（案）

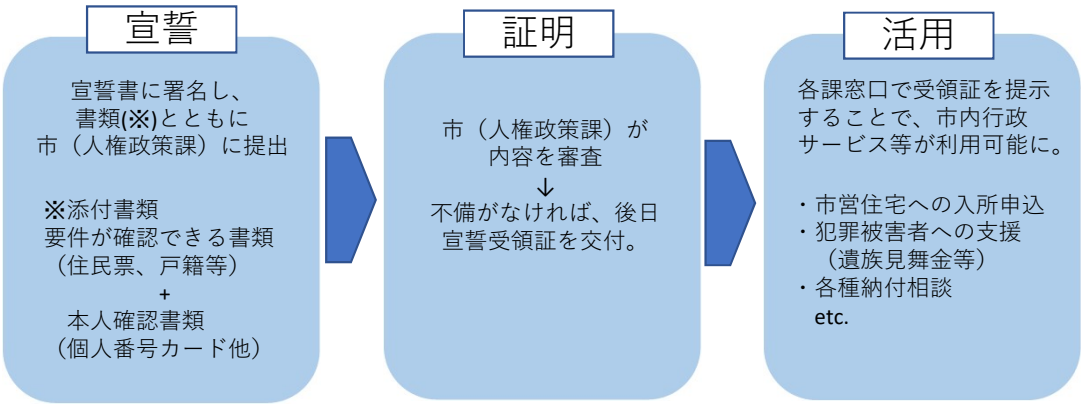
＊パートナーシップ宣誓制度とは

すべての人の個性が尊重され、多様性を認めあう社会の実現を目指し、性的指向又はジェンダーアイデンティティをはじめとする様々な理由から生きづらさを感じているパートナー同士が、人生を共にし、日常的に協力し合う関係性であることを宣誓し、市がその宣誓を証明する制度です。

＊宣誓ができる対象者は

- 下記の要件をすべて満たす者
- ・成年
 - ・双方が市内在住または転入予定（サービス内容によって異なります）
 - ・婚姻をしていないこと
 - ・宣誓をする相手以外とのパートナーシップがないこと
 - ・双方が近親者（養子縁組を除く）でないこと

＊宣誓の流れ、制度のイメージ



＊制度施行日

令和7年4月1日施行予定。

＊新たに利用可能となる行政サービス一覧

この表は宣誓制度（案）の令和7年4月1日施行（予定）に伴い、新たに可能となる行政サービスを掲載しています。掲載されていないものについても、調整が完了したものから順次、一覧表を更新する予定です。

※個別の申請、相談につき利用要件があります。

制度種別	サービス、手続き名称
暮らし・環境	市営住宅入所申込
税・料	犯罪被害者遺族見舞金の受給
	介護保険料の納付相談
	介護保険料納付確認書の交付申請（確定申告や年末証明に使用するもの）
障がい福祉（申請手続き）	障害福祉サービス
	心身障害者扶養共済制度
	補装具費の支給
	日常生活用具の給付
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付
	難聴児補聴器購入費助成
	手話通訳者の派遣
	要約筆記者の派遣
	中途失明者・盲ろう者等の生活訓練
	身体障害者補助犬の貸与
	自動車運転免許取得費の助成
	自動車改造費の助成
	自立支援医療
	精神障がい者医療費助成事業
	障害児福祉手当
	特別障害者手当
	自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割減免に伴う生計同一証明
	重度心身障害者・児福祉タクシー制度
	有料道路料金の割引
	NHK放送受信料の減免
	障害者手帳